

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる  
教育に係る利用者負担額基準額表

表1 (おだ認定こども園・多摩みゆき幼稚園・東京大谷幼稚園・富士ヶ丘幼稚園・錦秋幼稚園・せいとく幼稚園・諏訪幼稚園(令和6年4月から)) 単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額 (月額)		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	0	0	0
C 1	所得割の額 1 円以上 77,100 円以下	0	0	0
C 2	所得割の額 77,101 円以上 132,999 円以下	0	0	0
C 3	所得割の額 133,000 円以上 211,200 円以下	0	0	0
C 4	所得割の額 211,201 円以上 300,999 円以下	0	0	0
C 5	所得割の額 301,000 円以上	0	0	0

○ 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。